

大治町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「町有資産」という。）に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 町有資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）することで、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体としての活用を検討する町有資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の広報、刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる町有資産で町長が認めるもの

(広告掲載に関する基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名を広告するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載等ができる広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、掲載料等は広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集については、町の広報及びホームページ等により公募することとし、掲載する広告の選定方法等については、広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載を希望する者は、大治町広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の案を添えて、町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第8条 町長は、前条の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、その掲載等の可否を決定する。

2 町長は、広告の掲載等の可否を決定したときは、大治町広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、広告掲載を許可した者（以下「広告主」という。）と広告掲載契約を交わすものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、町長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告主の責務）

第10条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の変更）

第11条 広告主は、広告掲載の決定を受けた後、広告掲載の内容を変更する必要があるときは、大治町広告掲載変更申請書（様式第3号）に変更しようとする広告の案を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更申請があったときは、広告の内容等について審査し、その掲載等の変更の可否を決定する。

3 町長は、広告掲載の変更の可否を決定したときは、大治町広告掲載変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告主は、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、大治町広告掲載取下申出書（様式第5号）により、別に定める期限までに町長に申し出なけ

ればならない。

（広告掲載の取消し）

第13条 町長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載等を取り消すことができる。

- （１） 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- （２） 広告掲載料を納付しなかったとき。
- （３） 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

2 町長は、広告掲載の取消しを決定したときは、大治町広告掲載取消通知書（様式第6号）により広告主に通知するとともに、広告掲載契約を解除するものとする。

（審査機関）

第14条 広告掲載について審査等を実施し、助言を行うため、大治町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は副町長を、委員は総務部長、福祉部長、建設部長、教育部長、総務部財政課長、総務部企画政策課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

（会議）

第15条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。